

独立行政法人環境再生保全機構  
女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1（職業生活に関する機会の提供に関する目標）【女活法】

管理職（課長級以上）に占める女性割合を18%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 令和4年4月～
- 次期管理職候補者層に対する研修について、キャリアアップへの意識付けのため、管理職昇格前の段階で管理職級には必須知識であるマネジメントのノウハウ研修等の受講が可能となる制度を構築する。また、若年層の研修についても、キャリア形成に関する意識の醸成につながるような内容を盛り込むことを検討する。
  - 上記検討を踏まえた研修計画を策定の上、研修を実施する。

目標2（職業生活と家庭生活との両立に関する目標）【女活法、次世代法】

職員の年次有給休暇の年間平均取得日数を15日以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 令和4年4月～
- 職員に対して年次有給休暇を積極的に取得するよう周知するとともに定期的にその取得状況を確認する。
  - 年次有給休暇の取得日数が少ない者がいる部門については、当該部門の管理職を通じるなどして積極的な取得を促す。

### 目標 3（職業生活と家庭生活との両立に関する目標）【女活法、次世代法】

時間外勤務の適正管理やテレワークの活用、定時退室促進等の取組により、子を育てる職員を含む全職員がワーク・ライフ・バランスの取れた生活を送ることのできるような職場環境を整える。

#### <実施時期・取組内容>

- 令和4年4月～
- 管理職を含めたすべての職員の時間外勤務を適正に把握し、特定の職員への過重労働を防止する。
  - 毎週水曜日、給与支給日等の「早帰りデー（ノー残業デー）」を周知し、管理職から管下職員に対して定時退室を心がけるよう促すことを徹底する。
  - テレワークの一層の活用に向けて、制度等の見直しを行う。

### 目標 4（職業生活と家庭生活との両立に関する目標）【次世代法】

育児休業や短時間勤務措置等の制度周知に努め、利用を促進するほか、子育て中の職員等にまとまった期間の休暇取得を促すことで、育児に参加しやすい職場環境を整える。

#### <実施時期・取組内容>

- 令和4年4月～
- 出産・育児関係制度の概要を説明した「出産・育児制度に関するしおり」について、随時更新・周知を行い、各種制度の利用を促す。特に、男性職員に対して、配偶者出産時や子の看護のための特別休暇や育児休業等の取得を促す。

以上